

# 徳島県文化財保存活用大綱 (素案)

令和2年11月

徳島県



# 目 次

## 序章

- 1. 背景と目的 . . . . . 1
- 2. 位置付け . . . . . 1

## 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

- 1. 徳島県の自然・環境の概要
  - (1) 地勢・環境 . . . . . 2
  - (2) 地形・地質 . . . . . 3
  - (3) 植物・動物 . . . . . 4
- 2. 徳島県の歴史・文化の概要
  - (1) 原始 . . . . . 6
  - (2) 古代 . . . . . 7
  - (3) 中世 . . . . . 8
  - (4) 近世 . . . . . 8
  - (5) 近現代 . . . . . 9
- 3. 徳島県の文化財の概要
  - (1) 文化財指定件数 . . . . . 11
  - (2) 個別文化財の概要 . . . . . 12
- 4. 文化財の保存・活用に関する現状・課題
  - (1) 文化財の適切な保存と継承 . . . . . 16
  - (2) 文化財の保存と活用を担う人材育成・確保 . . . . . 16
  - (3) 文化財の防火・防犯・防災対策 . . . . . 17
  - (4) 文化財の調査・指定 . . . . . 18
  - (5) 文化財の魅力発信と地域活性化 . . . . . 19
- 5. 基本方針
  - (1) 目指すべき姿と方向性 . . . . . 20
  - (2) 基本方針 . . . . . 20
- 6. 今後目指すべき保存・活用の方向性
  - (1) 県民総ぐるみで保存・継承！ . . . . . 21
  - (2) 文化財の未来を担う人材を育成・確保！ . . . . . 21
  - (3) 文化財を守る安心安全体制の構築！ . . . . . 21
  - (4) 新たな魅力を発掘・発信！ . . . . . 22
  - (5) 文化財を活かしたまちづくりで地域活性化！ . . . . . 22

## 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- 1. 県民総ぐるみで保存・継承！ . . . . . 23
- 2. 文化財の未来を担う人材を育成・確保！ . . . . . 23
- 3. 文化財を守る安心安全体制の構築！ . . . . . 24
- 4. 新たな魅力を発掘・発信！ . . . . . 25
- 5. 文化財を活かしたまちづくりで地域活性化！ . . . . . 26

## 第3章 市町村への支援の方針

- 1. 相談・助言・連絡調整 . . . . . 27
- 2. 地域計画策定の支援 . . . . . 27
- 3. 人材育成に向けた支援 . . . . . 27
- 4. 文化財アドバイザーによる支援 . . . . . 27

## 第4章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財主管課	28
(1) 組織の状況	28
(2) 専門人材の育成・配置	28
2. 関係部局	28
3. 文化財保護に係る審議会	28
4. 関係団体との連携	28
5. 国や他の都道府県との連携	29

# 序章

## 1. 背景と目的

文化財は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であるとともに、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれるまちづくりや地域の活性化に寄与するものである。我が国においては、昭和25年に施行された文化財保護法に基づき有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護の成果が上げられてきた。

一方で、我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。このことは、地域の貴重な伝統や文化の消滅の危機であり、文化財は災害等による消滅の危機だけでなく、文化財継承の担い手が不在となることによる滅失や散逸の危機にも瀕している。こうした中、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財も対象に含め、保存と活用の施策、文化財継承の担い手を確保し地域社会全体で支えていく体制づくりが急務である。

平成29年5月文部科学大臣から文化審議会文化財分科会に対し、文化財の確実な継承に向け、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問がなされた。これに対する答申を踏まえた平成30年の文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）の指定が制度化された。

これらの制度を通じ、各地域における中・長期的な観点からの文化財の保存・活用のための取組の計画的・継続的な実施が一層促進され、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が明確化されるほか、文化財の専門家だけでなく多様な主体が参画した、県民総ぐるみによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることとなる。

本県においても、県内の文化財の適切な保存・活用を図るために、その方針を定め、地域への周知を進めるほか、今後の地域計画策定の推進等、市町村における文化財保存・活用に向けて、県の指針を示すものとして、「徳島県文化財保存活用大綱」（以下「大綱」という。）を策定する。

## 2. 位置付け

大綱は、法第183条の2第1項の規定に基づき、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組に対する基本的な方針として策定するものである。市町村の取組を進める上での共通基盤であり、「『未知への挑戦』とくしま行動計画」をはじめ、「徳島県教育大綱」や「徳島県教育振興計画」、「徳島県文化芸術推進基本計画」、「徳島県観光振興基本計画」などの計画と整合性を図る。

今後、市町村による地域計画策定にあたっては、法に規定されているとおり本大綱に基づき、大綱に示す文化財の保存と活用に関する基本的な指針を勘案することが求められる。

# 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

## 1. 徳島県の自然・環境の概要

### (1) 地勢・環境

本県は、山地が多く全面積4146.75平方キロメートルのおよそ8割を占めている。

平野は吉野川および那賀川河口の沖積平野として、紀伊水道に面して広がっており、人口は、平野部に集中し主要な生活空間となっている。総人口は、約72万7千人（令和2年1月1日現在推計人口）で、2008年（平成20年）に80万人を下回り、経済成長に伴うライフスタイルの変化や、都市部への進学・就職を機にした転出等を原因とする過疎化・少子高齢化の進行により、減少を続けている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025年（令和7年）に70万人、2040年（令和22年）に60万人、2050年（令和32年）に50万人を下回ると推測されており、2060年（令和42年）には、約43万人となることが推定されている。

地形は東西方向に向かって山地が分布している。山地は、徳島平野を挟んで、北に讃岐山脈、南に四国山地が座す。

三好市の祖谷地方に代表される四国山地の険峻な山岳地帯における暮らしは、平野部のそれとは大きく異なっており、「三好市東祖谷山村落合」（三好市・国重要伝統的建造物群保存地区）や「祖谷の蔓橋」（三好市・国重要有形民俗文化財）などに見られる傾斜地に適応した集落の形成や交通手段の発展等、独特の特徴を持つ文化として発展し、本県の文化の多様性を生み出した。



三好市東祖谷山村落合

本県の河川は、四国山地北側の吉野川水系と南部の那賀川水系、勝浦川など、四国山地から縦谷と横谷をつくりながら階段状に東流して紀伊水道に注ぐ河川が代表的なものである。「四国三郎」の名で暴れ川としても知られ、日本有数の大河川である吉野川の流域では、洪水対策のための「高石垣」が多く見られる美馬市の「舞中島地区の景観」のように、洪水災害との共生を図る人々の営みや、旧吉野川の水量を確保するために設けられた第十堰（上板町）なども見られ、河川と人々との戦いの歴史が垣間見える。

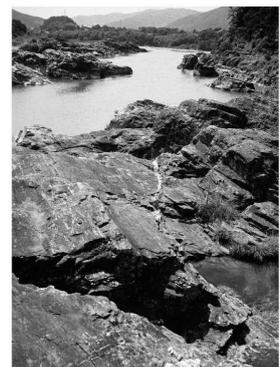


祖谷の蔓橋

一方で、洪水は肥沃な土壤をもたらし、近世の藍産業を発達させ、この経済的基盤が様々な文化を生み出すもととなった。更に、吉野川の河川浸食は、流域の河岸段丘を形成したほか、「大歩危小歩危」（三好市）や「美濃田の淵」（東みよし町）などの雄大な景観を形作るもとともなっている。



大歩危小歩危



美濃田の淵

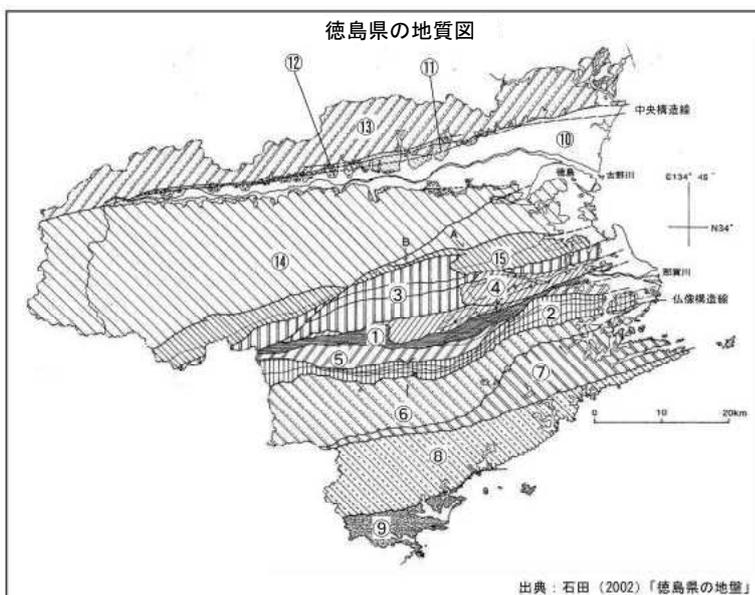
## (2) 地形・地質

地形、地質の特徴は、北(大陸側)から南(海溝側)へ、讃岐山脈(和泉白亜系帯)、四国山地(三波川～御荷鉾ジュラ紀白亜紀沈み込み変成帯)、剣山地(黒瀬川ペルム紀付加体、秩父ジュラ紀付加体)、海部山地(白亜紀～古第三紀付加体)で構成される(「徳島の地盤」の地形・地質・地帯区分図引用)。これらの地質構造は、日本列島や日本海形成以前(新第三紀以前)に、アジア大陸の東南縁で始まったものである。

各地帯の境界には、中央構造線、御荷鉾構造線、仏像構造線、安芸一牟岐構造線をはじめとする断層で画されており、山並は東西に延び、河川は東西の縦谷と南北の横谷から構成される。山地や地質帯の配列が東西帯状であることの原因は、プレート運動に伴う付加体形成や海洋プレート沈み込みに伴う変成岩形成とその後の上昇による四国山地の形成が関与している。付加体とそれらを画する主な断層形成の歴史は古生代から新生代に及び、剣山地にはペルム紀及びジュラ紀付加体からなる黒瀬川帯と秩父帯が、海部山地には白亜紀・古第三紀付加体からなる四万十帯が配置し、地帯の年代が南に向かって若くなる付加体配列に典型的な年代極性が顕著に現れる。

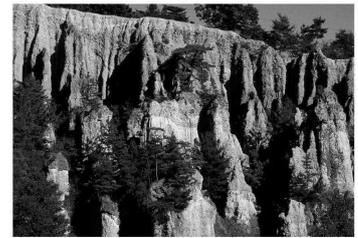
一方、四国山地には、ジュラ紀・白亜紀のプレート沈み込みにより形成された高圧型変成岩の上昇により新生代古第三紀に地表に露出するに至った三波川～御荷鉾帯の変成岩類が分布している。このような地帯形成の結果、剣山地の黒瀬川ペルム紀付加体の配列を起点として、それより北に向かっては、三波川帯の北限を画する中央構造線までの地帯の年代極性が、北へ向かって若くなるという、付加体本来の年代極性とは逆転した構造が生じている。その結果、構造的上位には、古い付加体が、下位には新しい付加体に変成して重なるという、プレート運動による日本列島形成過程の典型的な事例を吉野川横谷で垣間見ることができる(「大歩危小歩危」)。

中央構造線の北側に位置する讃岐山脈には中生代白亜紀末の海成層(和泉層群)が分布し、中央構造線の横ずれ運動を反映した東に開いた馬蹄形の特異な地質構造を形成しており、砂岩と泥岩という強度の異なる岩石の分布は、差別侵食による陸上地形のみならず、第四紀後氷期の海面上昇に伴う瀬戸内海や鳴門海峡の海底地形を特徴づける海釜形成に多大な影響を与えている。吉野川平野は中央構造線の南に沿って広がる後氷期の沖積平野であり、北縁の讃岐山脈との境界山麓には、中央構造線の運動に伴う洪積世の隆起扇状地が広がり、地滑り崩壊の滑落崖には、「阿波の土柱」(阿波市)のガリ浸食地形が発達する。



- 秩父累帯(ペルム紀・ジュラ紀付加体)
  - ①吉ヶ平帯(白亜紀前期以降の構造ユニット)
  - ②那賀川帯(ジュラ紀・白亜紀前期付加体・白亜紀前期斜面海盆堆積層)
  - ③豊山帯(ジュラ紀付加体)
  - ④正木帯(ペルム紀付加体+白亜紀斜面海盆堆積相)
  - ⑤坂州帯(ペルム紀付加体+中生代斜面海盆堆積相)
- 四万十累帯(白亜紀・古第三紀付加体)
  - 四万十北帯
    - ⑥南川亜帯(白亜紀前半の斜面海盆堆積相・付加体粗粒岩相)
    - ⑦新野亜帯(白亜紀後期の付加体チャート・碎屑岩相・メランジュ相)
    - ⑧海南亜帯(白亜紀後期の付加体粗粒岩相・メランジュ相)
  - 四万十南帯
    - ⑨宍喰亜帯(古第三紀付加体粗粒岩相)
- 完新統(沖積層)
  - ⑩更新統(中・低位段丘堆積物)
  - ⑫鮮新・更新統(森山層・土柱層)
- 領家帯
  - ⑬白亜紀前期弧海盆堆積相(和泉層群)
- 三波川累帯(白亜紀沈み込み変成帯)
  - ⑭三波川帯(白亜紀後期沈み込み変成帯)
  - ⑮御荷鉾帯(白亜紀前期沈み込み変成帯)

徳島県の地質関連文化財は、以上のプレート運動と付加体形成・沈み込み変成岩形成とその後の上昇運動・各地帯を画する断層運動、大陸からの列島の分離、後氷期の海面上昇、風化浸食作用などの各イベントを象徴するものである。これらに関わる県内の天然記念物等については、徳島の文化財の概要に後述した。



阿波の土柱

### (3) 植物・動物

本県の気候帯から見る自然植生は、海拔500m以下で、年平均気温が15℃以下の一帯は、クスやタブあるいは、シイ・カシ類など照葉樹林（常緑広葉樹林）がよく発達している。特に海岸部では「蛇王のウバメガシ樹林」(海陽町)に代表されるように、ウバメガシが優占している。

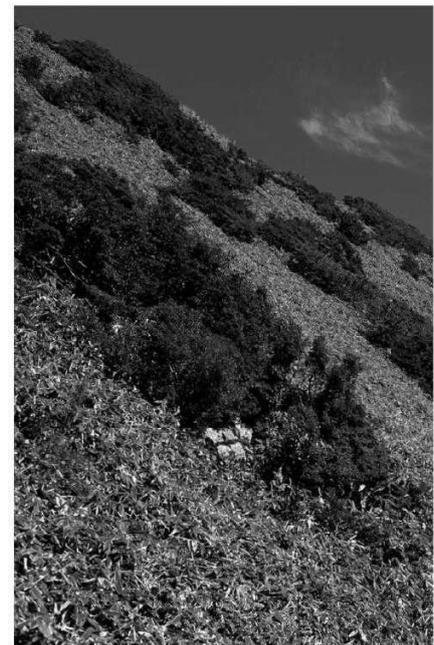
また、海拔1,000mまでは、アカガシやウラジロガシ、あるいはソヨゴやヤブツバキなどの常緑広葉樹に加えて、コナラ、クリ、アカシデなどの落葉広葉樹が入り交じり、混成林をつくることが少なくない。これを中間温帯植物区とし、クリが多く出現するので、クリ帯とも呼ばれている。海拔1,000m以上では、ブナクラスに属する夏緑広葉樹林がブナ林を中心に分布しており、更に海拔1,700m付近より高い地域においては、シコクシラベ林等の常緑針葉樹林が分布している。これらの高山地域には「三嶺・天狗塚のミヤマクマザサ及びコメツツジ群落」（三好市、高知県香美市）に代表されるミヤマクマザサーコメツツジ群落が分布するほか、西日本第2の高峰剣山には「剣山並びに亜寒帯植物林」（美馬市、三好市、那賀町）の域内に多く見られるキレンゲショウマ群落やナンゴククガイソウ・シシウド群落などの希少な植物も分布する。



蛇王のウバメガシ

一方で、島嶼部や県南の地域には、「津島暖地性植物群落」（牟岐町）や「長生の暖地性樹林」（阿南市）のように、暖地の植物群落に亜熱帯の要素を含む樹林なども見られ

るほか、「沢谷のタヌキノショクダイ発生地」（那賀町）、「出羽島大池のシラタマモ自生地」（牟岐町）、「鈴が峯のヤッコウソウ発生地」（海陽町）に見られる珍しい植物が分布するなど、非常に多様性に富んでいる。さらに「加茂の大クス」(東みよし町)に代表されるように、巨樹・巨木が多く自生する。



三嶺・天狗塚のミヤマクマザサ及びコメツツジ群落

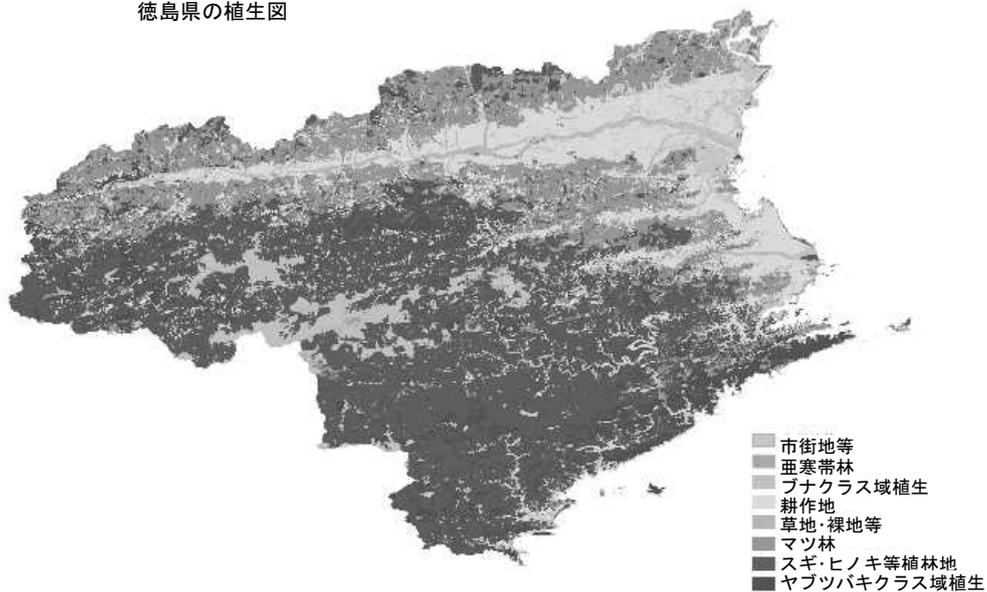
本県は、多くの面積を占める山間地域のほか、吉野川、那賀川などの大きな河川、東に面する海浜地域など、豊かで多様性に富む自然環境を有していることから、動物相においても多様性を持つ。四国山地にかかる地域では、「カモシカ」「ヤマネ」等が生息する。また、水辺の生き物としては、海岸地域では「アカウミガメ」が6～8月に上陸・産卵し、世代をつないでいる。また、山間の豊かな水源地では、「ホタル」「オヤニラミ」等が生息する。



沢谷のタヌキノシヨクダイ発生地

最近では、鳴門市大麻町を中心に、水田やレンコン畑の広がる地域に「コウノトリ」(国特別天然記念物)が飛来するようになり、定着化が進んでいる。

徳島県の植生図



※環境省：第5回植生調査を元に作成

## 2. 徳島県の歴史・文化の概要

### (1) 原始

徳島県域における人類の活動は後期旧石器時代(約3万6000年前)にその最初の痕跡を見ることが出来る。発見された遺跡は、そのほとんどが吉野川流域北岸に集中しており、代表的なものとして椎ヶ丸遺跡、日吉谷遺跡(阿波市)などが挙げられる。

弓矢と土器の使用が始まった縄文時代(約1万3000~2300年前)の遺跡は徳島県域に約120ヶ所ある。縄文前期(約1万3000年前)のものについては、発見例が少なく、山間の岩陰遺跡が中心であるが、田井遺跡(美波町)では遠隔地との交流を示す石器石材が豊富に見られ、海上交通による交流もうかがわれる。中期以降、次第に「鳴門市森崎の貝塚」(鳴門市・県史跡)のように沖積平野にも遺跡が展開するようになる。後期初めの代表的な遺跡である矢野遺跡(徳島市)からは、全面に刺突文がある円形の土面や、水銀朱を含む赤色顔料が付着した土器などが出土しており、これらの資料群は「徳島県矢野遺跡出土品」として国重要文化財(考古資料)に指定されている。

米作りと金属器の使用が始まった弥生時代(2300~1750年前)、県内でいち早く稲作が始まったのが庄遺跡(徳島市)である。徳島県域における特徴としては、全国でも有数の銅鐸が出土していることが挙げられ、これまでに43口の銅鐸が見つっている。名東遺跡(徳島市)や矢野遺跡では集落に埋められた状態の銅鐸が見つっており、それぞれ「袈裟襷文銅鐸」(県有形文化財(考古資料))、「突線袈裟襷文銅鐸」(国重要文化財(考古資料))として文化財指定されている。また、水銀朱の原料である辰砂が産出する点も本県における特徴の一つであり、「若杉山辰砂採掘遺跡」(阿南市・国史跡)が辰砂採掘の在り方を示す全国唯一の遺跡として国史跡に指定されているほか、「加茂宮ノ前遺跡」(阿南市)の発掘調査では、水銀朱関連では国内最多で最古級となる出土品が発見されている。

古墳時代(1750~1300年前)に入ると、西山谷二号墳(鳴門市)、宮谷古墳(徳島市)、「丹田古墳」(東みよし町・国史跡)など多くの古墳が構築された。4世紀末の「大代古墳」(鳴門市・国史跡「鳴門板野古墳群」)には香川県産の白色凝灰岩を用いた刳抜式舟形石棺が安置された。中期には県内最大の前方後円墳である「渋野丸山古墳」(徳島市・国史跡)が造られた。後期には横穴式石室が導入され、「段の塚穴」(美馬市・国史跡)型、忌部山型(横穴式石室で玄室を隅丸に構築し天井を持ち送る構造)、畿内型(横穴式構造で畿内地域を中心に分布)のように各所で地域色



田井遺跡出土土珠状耳飾



矢野遺跡出土土製仮面



突線袈裟襷文銅鐸

が現れた。この時代には、沿岸部において日出遺跡（鳴門市）で製塩が営まれるとともに、低地の開発も進んだ。



大代古墳



段の塚穴



若杉山辰砂採掘遺跡



若杉山辰砂採掘遺跡出土品

## (2) 古代

県北部は、古来「粟国」と呼ばれ、アワが良く実ったことに由来すると言われて<sup>あわのくに</sup>いる。また一方で、県南部は「長国」と呼ばれていたことが「国造本紀」<sup>こくぞうほんぎ</sup>（10世紀頃成立）の記述からうかがえる。これらをもとに阿波地域一円を包含する「粟国」が成立し、710年代前半までに「阿波国」と改められた。

飛鳥時代の終わり頃、徳島市西部（現在の国府町）に国府が設置された。隣接する観音寺遺跡（徳島市）の河川跡からは「評」<sup>こおり</sup>やその内部が五十戸で編成する制度や課税が成立していたことをうかがわせる木簡や、その他の木簡が多数出土しており、これらは「徳島県観音寺・敷地遺跡出土品」として国重要文化財（考古資料）に指定されている。

奈良時代には美馬・麻植・阿波・板野・名方・勝浦・那賀の7郡が置かれ、都と四国を結ぶ南海道の設置により、阿波国は四国の玄関口となった。平野には条里が敷かれ、その地割りは現在も各地に遺存している。この時代の文化財としては、名方郡の大領であった粟凡直弟臣<sup>あわのおおしのあたえおとみ</sup>の墓碑である「阿波国造墓碑」（石井町・県有形文化財（考古資料））があるほか、「阿波国分尼寺跡」（石井町・国史跡）など古代寺院の遺跡が複数存在する。



徳島県観音寺遺跡出土品

平安時代になると多くの荘園が置かれた。8世紀には、東大寺領新島荘<sup>にいじましよう</sup>が置かれ、吉野川河口の低湿地に開発された。これが廃絶した後、11世紀後半には新たな荘園が阿波国内で発展し始め、中世へと移行していった。この時代の文化財として

は、丈六寺の「木造聖観音坐像」（徳島市・国重要文化財（彫刻））などがある。

### （3）中世

鎌倉幕府の成立後、阿波国の守護には近江の佐々木氏が任じられ、承久の乱以後は佐々木氏に代わって甲斐の小笠原氏が補任された。小笠原氏は幕府が滅亡する1333（元弘3）年まで守護職にあり、阿波国の各地に一族が定着した。荘園公領は少なくとも100ヶ所前後が成立し、四国山地の谷沿いの地域も「山」を単位とする所領に編成された。この時代の文化財としては、本願寺の「紙本墨書 聖徳太子伝暦」（徳島市・国重要文化財（書籍・典籍・古文書））などがある。

室町幕府のもとでは、阿波国には足利一族の武将である細川氏が守護として入国する。当初秋月（現在の阿波市）に拠点を置き、南朝方と対立しながら、阿波国内の平定を進めた。その後、細川氏は勝瑞（現在の藍住町）に守護所を移し、勝瑞は守護町として発展した。その居館である「勝瑞城館跡」は国史跡に指定されているほか、「細川成之書跡」・「細川澄元書跡」（徳島市）が県有形文化財（書跡・典籍・古文書）に指定されている。

戦国期に入ると細川氏の配下であった三好氏が細川氏に代わって次第に実権を握るようになり、三好長慶の時代には畿内でも勢力を強め、覇権を争うようになった。しかし、長慶の没後には織田信長の畿内侵出とともに急速に勢力を弱め、土佐の長宗我部元親の阿波侵攻により三好氏は滅亡する。



勝瑞城館跡



三好長基像

### （4）近世

天正13年（1585）の豊臣秀吉による四国平定後、その家臣の蜂須賀氏が阿波国を拝領し、蜂須賀家政が阿波に入った。当初は「一宮城」（徳島市・県史跡）を居城としたが、その後、阿波国の南北の結節点にあたり水運にも恵まれた渭津城を整備して移り、「徳島城」（徳島市・国史跡）と改めた。関ヶ原の戦いの後、徳川家康から所領を認められ、大坂の陣の後、元和元年（1615）に淡路国が加増され、蜂須賀家の所領支配は、明治維新まで続いた。

吉野川流域の低地は、毎年の洪水により肥沃な土壌が流入するため、藍の栽培に適していた。藍と撫養（現在の鳴門市）の塩田、板野郡の新田開発などで藩の経済は潤った。阿波藍は品質が優れ、大坂や江戸に販売されて多くの藍商人を生み出した。県内の吉野川流域各地には、「田中家住宅」、「武知家住宅」（いずれも石井町・国重要文化財）、奥村家住宅（藍住町・県有形文化財）などのいわゆる「藍屋敷」や、藍の流通で栄えた在郷町の町並みが「美馬市脇町南町」（美馬市・国重要伝統的建造物



徳島城跡

群保存地区)として伝えられている。また、海岸部の塩、吉野川北岸の砂糖(和三盆)、西部の煙草も特産品であった。

こうした近世期の産業については、「阿波藍栽培加工用具」(藍住町・国重要有形民俗文化財)、「阿波藍製造」(上板町ほか・国選定保存技術)、「鳴門の製塩用具」(鳴門市・国重要有形民俗文化財)などとして、現在にも伝わっている。



美馬市脇町南町



武知家住宅

淡路で盛んに行われていた人形芝居は、阿波でも江戸中期から農村の正月や秋祭りに小屋掛けて上演された。「犬飼の舞台」(徳島市・国重要有形民俗文化財)や「坂州の舞台」(那賀町・国重要有形民俗文化財)に代表されるように、県内には多くの農村舞台が残されている。また、江戸後期には人形芝居で使われる人形頭(木偶)も盛んに製作されるようになった。人形浄瑠璃関係では、「阿波人形浄瑠璃」(徳島市ほか・国重要無形民俗文化財)や「阿波人形師(天狗屋)の製作用具及び製品」(徳島市・国重要有形民俗文化財)、「阿波人形浄瑠璃人形頭」(阿南市ほか・県有形民俗文化財)が指定文化財となっている。



坂州の舞台

四国遍路も近世中期に庶民の間に広がり、旅行ブームの流れに乗って、諸国から巡礼者が訪れるようになった。現在も続くこの巡礼の道は、「阿波遍路道」(阿南市、勝浦町ほか・国史跡)に指定されている。また、徳島城下で阿波踊りは、畿内で流行していた「風流(ふりゅう)」の影響を受けた組踊りとして展開された盆踊りが起源であると考えられている。



阿波人形浄瑠璃頭

## (5) 近現代

版籍奉還の後、徳島藩では淡路洲本城代で筆頭家老でもあった稲田家の家臣達が藩からの独立を求めたことが契機となって、庚午事変が起こった。1871(明治4)年、藩は徳島県(同年名東県と改称)に改められ、1876(明治9)年には高知県に合併されて淡路島が兵庫県に移ったのち、1880(明治13)年に、現在と同じ地域の徳島県が成立した。特産であった藍は、綿の輸入増加により藩政期以上の隆盛を極めた。1889(明治22)年に市町村制が施行された時には、徳島市の人口は約6万人であり、全国第10位の規模を誇った。しかしその後、インド藍の輸入やドイツの化学染料の輸入により、明治30年代半ばから藍産業は急速に衰退した。藍作に代わって低地では水田化が図られ、山間部や扇状地では養蚕のため桑畑の面積が広がっていった。

藍作のために利用されていた吉野川の氾濫も、時代に応じて治水の必要に迫られて

いた。

お雇い外国人のオランダ人土木技師ヨハネス・デ・レーケが1884(明治17)年に来県し、吉野川の改修工事に先立つ調査を実施した。このとき、1886(明治19)年から2年間にかけて、彼の指導により建設された「大谷川堰堤」(美馬市・国登録文化財(建造物))が今も遺されている。1928(昭和3)年には、当時、東洋一の長さであった吉野川橋が完成するなど、吉野川の流路確定と長大橋という徳島の近代景観ができあがった。1914(大正3)年、第一次世界大戦に参戦した日本は、中国の青島に籠もるドイツ軍と戦闘し、多くのドイツ兵を捕虜とした。彼らを国内に分散収容した施設の一つに板東俘虜収容所(現在の鳴門市)があり、スポーツ・音楽活動や技術指導などを通じて、ドイツ兵と地元の人々との交流が行われた。現在、収容所の跡地は「板東俘虜収容所跡」(国史跡)として遺されているほか、当時用いられていた建物が「船本家牧舎」、「安藝家バラック」、「柿本家バラック」(いずれも国登録有形文化財(建造物))として伝わり、また、収容所で製作された印刷物などが「板東俘虜収容所関係資料」(徳島市、鳴門市・県有形文化財(歴史資料))として大切に保管されている。

また、三河家住宅(徳島市・国重要文化財)や旧三野町役場庁舎(三好市・国登録有形文化財(建造物))など、その他にも大正～昭和初期の時代の雰囲気伝える建築物が県内には多く遺されている。

第二次世界大戦を経て、農地解放などの戦後改革が県内でも進行した。那賀川総合開発や新産業都市指定など企業誘致と工業化が図られた。1985(昭和60)年、鳴門海峡に大鳴門橋が、1998(平成10)年には明石海峡大橋が完成し、同時に四国の高速道路網も次々に整備されていく中で、京阪神との流通大動脈は、海上交通から神戸淡路鳴門ルートへ移行した。



大谷川堰堤



板東俘虜収容所跡



板東俘虜収容所関連資料



三河家住宅



旧三野町役場庁舎

### 3. 徳島県の文化財の概要

#### (1) 文化財指定件数

##### ① 文化財指定件数（令和2年10月1日現在）

分類	種別	国指定	県指定	市町村指定	合計	
有形文化財	建造物	20	15	42	77	
	美術 工芸品	絵画	6	30	52	88
		彫刻	15	37	136	188
		工芸品	0	41	60	101
		書跡・典籍・古文書	2	24	64	90
		考古資料	4	16	93	113
		歴史資料	1	5	34	40
				12	12	
	〈内計〉	28	153	451	632	
	〈小計〉	48	168	493	709	
無形文化財	芸能	0	0	1	1	
	工芸技術	0	6	2	8	
民俗文化財	有形民俗文化財	7	51	42	100	
	無形民俗文化財	3	15	65	83	
記念物	史跡	12	26	133	171	
	名勝	4	3	14	21	
	名勝天然記念物	—	2	1	3	
	天然 記念 物	動物	10	3	4	17
		植物	11	51	135	197
		地質・鉱物	4	7	7	18
		〈内計〉	25	61	146	232
	〈小計〉	41	92	294	427	
重要伝統的建造物群保存地区		3	—	3	6	
重要文化的景観		1	—	1	2	
選定保存技術		1	1	1	3	
<b>合計</b>		<b>104</b>	<b>333</b>	<b>902</b>	<b>1339</b>	
登録文化財	有形文化財（建造物）	199	—	—	200	
	有形文化財（美術工芸品）	0	—	—	0	
	有形民俗文化財	1	—	—	1	
	登録記念物	1	—	—	1	
重要美術品		6	—	—	6	
記録措置すべき無形民俗文化財		12	—	—	12	

「—」は制度なし

##### ② 国指定・選定・登録文化財件数に関する現状（令和2年8月1日現在）

（※平均は総件数÷47）

- ・国宝・重要文化財について
  - 〈国宝〉 徳島県……0件、全国総数……1,120件（平均23.8件）
  - 〈重文〉 徳島県……48件、全国総数……13,281件（平均282.6件）
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区
  - 〈重文景〉 徳島県……1件、全国総数……65件（平均1.4件）
  - 〈重伝建〉 徳島県……3件、全国総数……120件（平均2.6件）

- ・重要無形文化財・民俗文化財・選定保存技術
    - 〈無形〉 徳島県……0件、 全国総数……115件（平均2.5件）
    - 〈民俗〉 徳島県……10件、 全国総数……541件（平均11.5件）
    - 〈選保〉 徳島県……1件、 全国総数……75件（平均1.6件）
  - ・史跡名勝天然記念物
    - 〈特別〉 徳島県……1件、 全国総数……164件（平均3.5件）
    - 〈史名天〉 徳島県……40件、 全国総数……3,300件（平均70.2件）
  - ・登録文化財
    - 〈建造物〉 徳島県……197件、 全国総数……12,569件（平均267.4件）
    - 〈民俗〉 徳島県……1件、 全国総数……45件（平均0.9件）
    - 〈記念物〉 徳島県……1件、 全国総数……117件（平均2.5件）
- ③ 県指定文化財件数に関する現状（令和元年5月1日現在）（※平均は総件数÷47）
- ・徳島県指定総数……333件、 全国指定総数……21,994件（平均約467件）

## （2）個別文化財の概要

### ① 建造物

- ・徳島県下に残る多数の社寺、民家は江戸時代以降の建物である。
- ・指定となっている建造物は、吉野川流域を中心に県北部に集中している。
- ・民家住宅では、藍屋敷や、塩業に関わるもの等、生業に関わる建物が見られる。
- ・近代和風建築の調査を実施後、国指定の件数は増加傾向にある。
- ・国、県指定とも吉野川流域が中心となり、県南部は少ない。

### ② 美術工芸品（重要美術品含む）

- ・絵画については、その多くが仏画であり、曼荼羅図などの密教絵画が多い点は、真言宗寺院の多い本県の特徴を示している。また、阿弥陀如来や地蔵菩薩などの来迎図が多い。
- ・仏画以外の絵画としては、「絹本著色細川成之像」（徳島市・国指定）などの中世後期の阿波の武将像や、「光格上皇修学院御幸儀仗図」（徳島市・県指定）など藩政期の御用絵師の手になる作品が多い。
- ・彫刻については、その多くが寺社所蔵の仏像、神像であり、製作年代は奈良時代から室町時代に至るまでと幅広い。
- ・書籍・典籍・古文書については、時期的には中世が多く、最も新しい時期のものは「中林梧竹作品および関係資料」（徳島市・県指定）である。
- ・考古資料については、古い指定では、本県が全国有数の銅鐸出土地域であることを反映して、「突線袈裟禪文銅鐸（矢野銅鐸）」を代表とする銅鐸の指定件数が多い。近年では遺跡発掘の結果得られた出土品についても指定件数が増加傾向にある。ほかに本県で多く産出される緑色片岩（阿波の青石）を用いた「高川原の板碑」「市楽の板碑群」（いずれも石井町・県指定）のいわゆる阿波型板碑が指定されている。
- ・歴史資料については、その数は少ないが、「徳島藩御召鯨船千山丸」（徳島市・国指定）など貴重な資料がある。
- ・近年新たに指定になったものは少なく、ここ10年で新たに指定になったものは、国指定では考古資料が2件、県指定では絵画が3件、書籍・典籍・古文書が1件、考古資料が1件である。

### ③ 無形文化財

- ・指定となっている無形文化財は、全て工芸技術に関するものであって、藍の製造・染色に関わるもののほかは、「阿波太布製造技法」（那賀町・県指定）、「阿波手漉き和紙製造の技法」、「刀剣製作」（いずれも吉野川市・県指定）がある。
- ・選定保存技術については、国指定及び県指定各1件ずつある。

### ④ 有形民俗文化財

- ・「犬飼の舞台」（徳島市・国指定）、「坂州の舞台」（那賀町・国指定）を含め、指定件数計58件中、51件が阿波人形浄瑠璃に関わる物件である。
- ・その他は、藍・砂糖（和三盆）など本県の特産物生産に関わる道具類である。
- ・また、「祖谷の蔓橋」は、近年外国人旅行客に注目されており、高いインバウンド効果が期待される指定物件である。

### ⑤ 無形民俗文化財（記録措置含む）

- ・「西祖谷の神代踊」（三好市・国指定）、「山川町神代御宝踊」（吉野川市・県指定）、「<sup>えのみや</sup>宅宮神社の神踊り」（徳島市・県指定）に代表される「神踊」や、「山城の<sup>かね</sup>鉦踊」（三好市・県指定）、「津田の<sup>ほに</sup>盆踊り」（徳島市・県指定）などに代表される「盆踊」など、いわゆる「風流」に分類される民俗芸能が数多く伝承されている。また、「阿波人形浄瑠璃」（徳島市、鳴門市、阿南市、勝浦町、神山町、那賀町、松茂町・国指定）や「阿波木偶「三番叟まわし」（徳島市・県指定）に代表される人形浄瑠璃や祝福芸が、生活の中に息づき楽しみながら継承されていることも地域的特色である。神事では「宇佐八幡神社のお御供（鳴門市・県指定）、「金丸八幡神社の宵宮の神事」（東みよし町・県指定）、「神楽」では「有瀬かぐら踊り」（三好市・県指定）など、多種多様な民俗芸能が各地で受け継がれている。
- ・平成16年の法改正により、新たに「民俗技術」が加わったことで、紡織の分野で初めて「阿波の太布製造技術」が重要無形民俗文化財の指定を受け、今後も調査によって増加が見込まれる。
- ・県では国記録選択「四国山地の発酵茶の製造技術」となっている阿波晩茶について、平成30年度より2カ年調査を行った。社会情勢の変化とともに、郷土食など伝統的な生活文化の文化財保護の必要性が高まっている。

### ⑥ 史跡

- ・縄文時代から近代まで時代の幅は広い。指定件数国・県計38件中約3分の1にあたる12件が古墳となっている。ほか「阿波遍路道」など四国遍路に関わる史跡がある。
- ・指定された史跡の年代幅は縄文時代のもの（＝「鳴門市森崎の貝塚」、「加茂谷川岩陰遺跡群」（東みよし町・県指定））から近代（＝「板東俘虜収容所跡」、「ドイツ橋」（鳴門市・県指定））と幅広くあるが、古墳、古代寺院跡など古代の指定が最も多い。
- ・地域的に、県南は海陽町（＝「大里古墳」（県指定））から県西は東みよし町（＝「丹田古墳」、「足代東原遺跡」（県指定））と広域に所在しているが、分布としては吉野川流域に多く、県南部、東部沿岸地域などには少ない。
- ・近年、国指定、県指定とも史跡指定は増加傾向にある。

### ⑦ 名勝（名勝天然記念物含む）

- ・本県の指定名勝の内訳は、庭園4件(国2・県2)、峡谷・溪流と岩石2件(国1・県

2)、海浜1件(国1)、山岳と植物1件(県1)となっている。

- ・平成23年に名勝に関する基礎調査が行われ、その後新たに指定されたのは1件（「大歩危小歩危」）となっている。

#### ⑧ 天然記念物（動物）

- ・動物は、国指定3件、県指定3件が指定区域のある指定物件となっている。国指定3件については、それぞれ周辺地域の開発との調整が必要とされ、関係部局と連絡を取りながら保全にあたっている。その他区域の定めない国指定が7件である。特に近年は「カモシカ」の目撃例の増加や、「コウノトリ」の飛来、定着が進んでいる。一方、生息地指定の物件で指定地内での生息情報が途絶えているものもある。

#### ⑨ 天然記念物（植物）

- ・樹木、希少種の生育地、植物群落など多種多様な指定物件がある。植物相については、亜高山帯・冷温帯域の植物から亜熱帯域の植物まで幅広く生育している。森林とは異なり、河川流域の平野部や低山の山麓や丘陵地など人間活動の活発な地域では、社寺林などが霊域として保護された関係から巨樹・巨木が多く残されている。河川の中下流域ではクスノキ・イチヨウ類が多く、山間部にはスギ・サクラ類が多い。こうした巨樹・巨木については、経年による樹勢の衰退に加え、近年の台風の巨大化等による影響もあり、風水害による毀損が深刻となっている。

#### ⑩ 天然記念物（地質鉱物）

- ・プレートの沈み込み帯に位置する我が国では、プレート運動に伴う大陸の分裂と海洋底の移動、付加体や高圧型変成岩の形成が地質時代における履歴を彩る。海洋プレート上で形成された海底火山の玄武岩やサンゴ礁の石灰岩、海洋底に堆積したチャートなどは、陸から海溝に流れ込んできた砂や泥の地層とともに、海洋プレートが沈み込む際に大陸プレートにはぎ取られて陸側に底付けされる。このような付加体には、地理的に離れた異なる環境で形成された様々な時代の地層や岩石が含まれており、それらの代表的なものを天然記念物(地質鉱物)に見ることができる。黒瀬川帯はペルム紀、秩父帯はジュラ紀、四万十帯は白亜紀から古第三紀の付加帯である。中生代白亜紀の後半になると、中央構造線の形成により、日本列島の内帯と外帯が形成された。またプレート沈み込みにより形成された三波川変成岩が上昇し、新生代の古第三紀には地表に露出した。新第三紀に入ると、日本海の形成が始まり、内帯、外帯ともにアジア大陸から切り離され、日本列島の原形が形成された。第四紀に入ると中央構造線の右横ずれ運動と阿讃山脈の上昇が活発になり、最終氷期後の海水面の上昇により、四国島や瀬戸内海、鳴門海峡が成立した。さらに縄文海進以降に吉野川や那賀川の沖積平野が形成された。徳島県内の天然記念物(地質鉱物)は、日本列島と四国の成立に関わる地球の歴史を物語る。
- ・かつて南半球にあった大陸の分裂と移動、アジア大陸との衝突等のプレート運を物語るものには「立川のシルル紀石灰岩」、「大野城山の花崗岩類」などがある。付加体の地層の形成環境に関わるものには「穴喰浦の化石漣痕」、「坂州不整合」などがある。また付加体の地層や岩石の浸食地形関連には「鷲敷ラインおよび氷柱観音」、プレート沈み込みによる変成岩の形成とその後の上昇運動による四国山地の形成を物語るものには「大歩危小歩危」などがある。中央構造線の運動を象徴するものには「太刀野の中央構造線」、「阿波の土柱」がある。

- ⑪ 伝統的建造物群保存地区・文化的景観
- ・重要伝統的建造物群保存地区として3件（「美馬市脇町南町」「三好市東祖谷山村落合」「牟岐町出羽島」）が選定されており、選定以来、建物の整備が進められている。また、これらの地域以外にも、歴史的建造物や町並みが残っている箇所がある。
  - ・重要文化的景観としては「檜原の棚田及び農村景観」（上勝町）の1件が選定されている。
- ⑫ 登録有形文化財
- ・197件が登録されており、分布としては、徳島市21件、鳴門市21件、小松島市9件、阿南市10件、吉野川市4件、美馬市28件、三好市56件、勝浦町6件、石井町1件、那賀町4件、牟岐町1件、美波町4件、海陽町1件、松茂町2件、北島町5件、藍住町2件、板野町5件、上板町5件、つるぎ町12件と県下広域に広がっている。
- ⑬ 登録有形民俗文化財
- ・「阿波木偶の門付け用具」の1件が登録されている。
- ⑭ 登録記念物
- ・徳島市など3市4町にまたがり、1707年の宝永地震から1946年の昭和南海地震に関連する「南海地震徳島県地震津波碑」の1件が登録されている。
  - ・「南海地震徳島県地震津波碑」の一部については、説明板を設置し活用を図るための環境整備を実施している。
- ⑮ 埋蔵文化財
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地については、平成18年度刊行の『徳島遺跡地図』に記載されており、3,000ヶ所を超えている。分布地域は吉野川・那賀川流域を中心とした平野部や、河岸段丘、阿讃山脈・四国山地の山麓部、県東部沿岸地域などに広く分布している。県では、この遺跡地図を公開しているほか、国や公共事業等の開発事業を把握し、埋蔵文化財の発掘調査と記録保存に努めている。

## 4. 文化財の保存・活用に関する現状・課題

### (1) 文化財の適切な保存と継承

#### ◇文化財の保存継承を取り巻く環境の変化

河川や山地が分布し、東西に広がる本県では、各地域の特色を強く表す文化財が、地域コミュニティにより守り伝えられてきた。ところが、近年の少子化による人口減少、地域からの若年層の人口流出による過疎化、価値観の多様化などにより、これを維持、継承するための地域力が弱体化してきている現状がある。

管理者が不在となった有形文化財はもとより、特に、人と人との繋がりによって継承されてきた工芸技術をはじめとする無形文化財、風俗習慣、民俗芸能といった無形の民俗文化財は、人知れず廃れ、消滅することが危惧される。

また、史跡、名勝、天然記念物等の自然環境下(野外)にある文化財の保存と維持には、環境の変化、人為的破壊だけではなく、温暖化や多雨、乾燥といった近年の地球規模の気候変動も大きな影響を及ぼしている。さらに指定地に草木が繁茂したり、土砂が流入する場合があります、日常の管理及び整備が必要である。

#### ◇文化財の保存修理

文化財にとって保存修理は基本的に必要なものであり、計画的に行うことが着実な継承に繋がる。文化財を適切に保存、継承していくためには、行政が指定、登録、選定のうえ、博物館や資料館とも連携しながら保護していくことが重要である。指定文化財については所有者等によって適切な管理に努められているが、近年の異常気象により激化した風雨の影響もあり、日常管理の見直しや今後修理を行う必要があるものも散見される。この保存修理を中長期的な計画のもとで着実に進めていくため、法の改正により、市町村が「地域計画」、所有者等が個別の文化財の「保存活用計画」を定めることで、現状変更等に係る手続の弾力化が図られることとなった。本県においても、市町村や所有者等による各計画の積極的な策定が求められるところである。

保存修理には職人の特殊な技術や、特定の材料を必要とするものもあり、伝統的な技術や製法を引き継ぐ後継者が減少し、その知識と技術の継承が難しくなっているものもある。文化財保存のため、欠くことのできない伝統的な技術は、途切れることなく継承していく必要がある。また、文化財の修理に必要な木材や檜皮、茅、漆などの素材の確保や安定的な供給のため、文化庁が設定する「ふるさと文化財の森」の拡充も必要である。

### (2) 文化財の保存と活用を担う人材育成・確保

#### ◇担い手の育成と確保

過疎、少子高齢化により、文化財を守ってきた地域力が低下していることに加え、日常生活と文化財との関わりの希薄化、文化財に対する意識の変化、子ども達が地域の歴史や文化財について教わり、触れ親しむ機会の減少など、我々を取り巻く環境や時代の変化によっても文化財の継承は難しくなっている。地方都市の均質化や、住民の核家族化による伝統的な風俗習慣の消失も著しい。

文化財を所有者だけで維持していくことはもはや困難となっており、着実な承継のためには、保存と活用を担う次代の人材を育成し、確保していくことが不可欠である。

しかしながら、このような状況において、文化財を歴史や文化等の正しい理解のため欠くことのできないものとして、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであると正しく認識し、保存していくという使命感のもと、様々な工夫や取組、支援活動等を行っている文化財保存会や自治会、NPO法人等がある。行政としても、これらの団体が活動を継続できるよう支援を行う必要がある。

また、子ども達が、学校活動や部活動での、伝統芸能や伝統技術体験をきっかけに興味を持ち、卒業後も長く活動を継続している事例や、退職後に地域の景勝地のボランティアガイドとして活躍する中高年者の事例等もあることから、文化財に触れる機会や活動の場所を積極的に提供することが、幅広い人材の育成・確保に繋がると考えられる。

昨今、若者を中心として、アニメやゲームのキャラクターを通じて武将や刀剣等に興味を持ち、全国各地の博物館や資料館を訪れる事例が多く見られている。文化財継承の担い手づくりの入り口として、文化財ファンの裾野を広げるためのツールとして、アニメやゲームの活用も期待できる。

#### ◇専門職員の育成と確保

文化財に関わる専門職員には、建築物や美術工芸品、景観や動植物にわたるまで、多種多様な分野、幅広い時代背景において、それぞれ専門性に応じた高度な知識や技能が必要であると共に、柔軟に対応できる総合力が求められる。文化財の特質に合わせた指導助言や技術支援を行う文化財行政担当者の配置の充実のほか、国や市町村、大学の研究機関、博物館等と連携し、それらの機関が行う研修や講習会に専門職員を派遣するなど資質向上を図ることも重要である。

### (3) 文化財の防火・防犯・防災対策

#### ◇防火・防犯・防災対策の必要性

法の制定は、昭和24年1月26日の法隆寺金堂の火災により壁画が焼損したことに起因し、毎年1月26日は「文化財防火デー」として、全国で、消防署や文化財所有者、地域住民等が連携・協力して、文化財防火運動を展開している。近年でも、首里城が火災により焼失したほか、東日本大震災や熊本地震、更には西日本豪雨や台風等の風水害、激甚化してきている自然災害も含め、文化財の滅失、毀損を防ぐには、災害を想定した格段の措置が求められる。

更に、盗難や汚損といった人為的な被害等からも、文化財を守り、着実に保存、継承していくためには、行政と県民が総ぐるみで、強力に取組を進めていく必要がある。

#### ◇南海トラフ地震への対応

様々な自然災害等が想定されている現在、特に本県においては、南海トラフ地震の今後30年以内に起きる確率が70～80%とされていることなど、地震・津波災害に関する対策は喫緊の課題である。

平時に行うべき防災、減災の取組、災害発生時の体制の確立に加え、被災後の文化財救済等、その内容を市町村や所有者等と共有するなど、災害発生時の円滑な対応に向けて準備しておく必要がある。

本県のハザードマップにおける「津波浸水想定」では、阿南市南部以南の紀伊水道沿岸が、その入り組んだ地形もあいまって、最も想定津波高度の高い区域となっている。鳴門市から阿南市北部にかけての沿岸部についても、その想定津波高度は下がるものの、非常に広範囲にわたって被害が及ぶ可能性が見てとれる。特に吉野川・旧吉野川河口の地域について、広範囲となっている。文化財についても、有形文化財・史跡等を中心に点在しており、津波浸水に対する備えが必要である。

また、吉野川沿岸を中心に、中央構造線・活断層地震による液状化現象が起こる可能性の高い地域が広範囲に広がっているほか、山間部地域には、「土砂災害危険箇所（地すべり）」が非常に広範囲に広がっており、危険箇所に近い場所に天然記念物を中心とした多くの文化財が所在している。

#### (4) 文化財の調査・指定

##### ◇文化財の調査、研究、指定の状況

かつて「粟国」と呼ばれた豊かな土地であった本県は、四国の玄関口として賑わい、多くの人の営みによって生み出された様々な有形、無形の文化財、風俗習慣、建造物群等が存在している。

更に、県内各地には数多くの埋蔵文化財が所在しており、公共工事や民間の開発事業に伴う発掘調査等によって、古来より豊かな文化が存在したことを示す遺跡、遺物が数多く発見されている。

県においては、これらの文化財を将来に向けて保存、継承するため、法に定める国指定・選定・登録、県指定を行いながら、所有者や市町村と連携し、保存修理や防災・防犯設備の整備といった措置を進めてきた。

既存の指定文化財については、これまで70件に及ぶ調査事業（開発対応による埋蔵文化財調査を除く）を展開してきており、県実施の調査をきっかけとして国指定・登録文化財になった事案も多いが、一方で建造物や民俗文化財など種別によってはほとんど実施されていないものもある。

また、調査から長い時間が経過し、最新の状況が反映されていないものや、未分類のもの、地域や時代によって新たな価値が加わったものを加えると、県下の文化財の状況を網羅的に把握するためには、更に調査が必要であると考えられる。

##### ◇未指定文化財の調査、研究

近世の古文書や近代の写真など、博物館、文書館所蔵資料のみならず、各家庭でも所蔵されているこれらの歴史資料や、美術工芸品、地域で受け継がれてきた祭りや民俗芸能、風俗習慣などの中には、指定こそされていないが、本県の自然・歴史・文化を語る上で重要なものもあると考えられる。

これらの未指定文化財については、公的機関に所蔵されているもの以外にはその内容が把握できず、またその量も所在も正確には分かっていない。

文化財は、その現況を詳細に把握し、調査研究によって存在と価値を明らかにし、指定や登録に繋げていくものであるが、未指定文化財には、その価値判断ができないことなどにより消失の恐れのあるものが少なくない。未指定文化財についても、将来の指定候補となる可能性も含め、所在や状態の把握、リスト化が求められる。

未指定文化財でもある埋蔵文化財は、将来の史跡指定候補でもあり、出土遺物についても、将来的には指定物件たり得るものが含まれており、これらを適切に保存管理していく必要がある。

## (5) 文化財の魅力発信と地域活性化

### ◇文化財の活用

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」（第1条）と規定しており、活用は、保存と併せ文化財保護を図る上での重要な柱である。

保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用は、文化財の大切さを県内外に向けてより多くの人々に伝え、理解を促進し、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

例えば「四国遍路」「祖谷の蔓橋」「鳴門の渦潮」は多くの人々に知られており、国内外から多くの人々が訪れ、本県の代表的な観光地ともなっている。

一方、その他多くの文化財についての基本的な情報やその価値や魅力については、まだ認知が十分とは言えない状況にある。県内においても、文化財が郷土の貴重な宝であるとの認識が希薄な場合が多く、更に、文化財の持つ本質的な価値について正しく理解を深め、文化財との関係をより身近なものにしていく必要がある。

### ◇地域資源としての文化財

文化財保護法の制定当初、文化財の活用は「公開」を主な手段として想定していたが、法改正により、県内各地の文化・観光施設等の連携や、地域活性化や観光資源といった視点が更に求められている。

近年は、若者を中心に、SNSを介して、思いもよらない地域に国内外から人が集まる時代であり、これまでの、ガイドブックやポスターといった広報活動に加え、文化財の価値や魅力を伝えるために新たな伝達手法の開発や、現在行っている活動の充実のため、成功事例のノウハウや知見を積極的に取り入れていく必要がある。

文化庁が、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定する制度があり、本県では、「阿波藍」「四国遍路」がこの認定を受けている。

歴史的経緯や、地域の風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風俗習慣などを踏まえ、魅力的なストーリーの下に、地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し「面」として活用する手法は、情報発信の効果的な手段の一つと考えられる。

本県でもこれまで、文化財の活用事例として、県内の国指定史跡や県・市町村史跡、及び周辺の未指定文化財を繋ぎ、各地の博物館・歴史民俗資料館等とリンクさせることによって活用価値を高めることを目的とした、阿波歴史体感ネットワーク「いにしえ夢街道」推進事業（平成18～22年度）を実施している。

## 5. 基本方針

### (1) 目指すべき姿と方向性

文化財には歴史的、文化的な価値だけでなく、地域コミュニティの財産として、人々の拠りどころとなってきたという側面がある。文化財を保存・活用し、継承することは、地域への理解や興味、郷土への愛着に繋がるとともに、地域で守られてきた文化財に多くの人の関心が集まることで、住民の誇りを醸成するという好循環が生まれてきた。

今後、文化財所有者、地域住民や民間も含めた関係団体、行政機関が連携・協力し、県民総ぐるみで文化財を未来に向けて確実に保存、継承し、地域の文化資源として活用するとともに、指定の文化財も含め調査研究を行い、新たな価値を発掘、発信していく。更に、文化財の未来の担い手である人材の育成・確保と、防火・防犯・防災等文化財を守る安心安全体制の構築を図ることとする。

更に、「WITH・コロナ時代」において地方の良さが改めて見直される中、「とくしまの文化財」を魅力ある地域資源として、観光や交流促進等に最大限に活用することで、地方創生に繋げていくことを目指す。

### (2) 基本方針

文化財を通じた地方創生の実現に向けて、本県の豊かな自然、歴史、文化の特徴を活かしながら、多くの人の手で文化財が保存継承、活用される姿を目指し、以下の5つの柱を設定する。

1. 県民総ぐるみで保存・継承！
2. 文化財の未来を担う人材を育成・確保！
3. 文化財を守る安心安全体制の構築！
4. 新たな魅力を発掘・発信！
5. 文化財を活かしたまちづくりで地域活性化！

## 6. 今後目指すべき保存・活用の方向性

### (1) 県民総ぐるみで保存・継承！

#### ◇地域計画等の策定推進

- ・大綱に基づき、全ての市町村の「地域計画」と文化財所有者等の個別の「保存活用計画」策定を目指す。

#### ◇民間団体との連携と活動支援

- ・これまで地域で守り、継承されてきた特色ある文化財（未指定を含む）を本県の重要な資産と位置付け、県民総ぐるみで保存・活用を進め、次の世代へ確実に引き継ぐ。
- ・県、市町村だけでなく、文化財保存会や自治会、NPO法人等といった民間団体と連携しながら、地域全体を巻き込んだ取組を展開する。

#### ◇保存修理、環境整備に対する専門的な知識と技術の支援

- ・文化財の所有者が適切な保存修理を行うことができるよう、県、市町村等が連携して円滑な財政支援や専門的な指導助言、技術支援を行うことができる体制を整備する。

### (2) 文化財の未来を担う人材を育成・確保！

#### ◇子ども達を担い手として育成

- ・学校教育・社会教育での体験活動を通じ、将来の文化財の担い手である子ども達の文化財への理解を深める。
- ・地域の文化財の保存・継承について積極的に普及啓発し、文化財保護意識の醸成を図る。

#### ◇文化財ファンの拡充

- ・担い手の裾野を広げるため、様々な分野とコラボレーションし、若年層を中心とした新たな文化財ファンの拡充を目指す。

#### ◇専門職員の育成・確保

- ・文化財の保存活用に係る専門的な知識や技能、幅広い分野への総合的な対応力を有する人材を育成するため、高等教育機関や関係機関と連携を図り、文化財保護行政を担う専門職員の育成に努める。
- ・子ども達への文化財への興味・関心を高め、将来の文化財行政を担う人材の確保を目指す。

### (3) 文化財を守る安心安全体制の構築！

#### ◇防火・防犯設備等の充実と耐震化の促進

- ・火災や自然災害、盗難等により、文化財が滅失、毀損することがないように、防火・防犯設備等の設置や耐震化を推進する。
- ・歴史的建造物の保全・活用を支える専門家であるヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）として「徳島県文化財マイスター」の活用を推進する。

#### ◇南海トラフ地震等大規模自然災害への対応

- ・南海トラフ地震や津波、風水害等の大規模自然災害による滅失、毀損を防ぐため、文化財の状況把握に努め、日常の安全管理や事前防災、被災時や被災後の対応等に係る体制を整備するほか、災害対応について所有者や市町村との情報共有を図る。
- ・文化財の災害に対する被害を最小限にとどめ、復旧に向けて迅速に対応できるよう県内の関係機関に加え、国や近畿圏及び中四国をはじめとした他都道府県と連携した体制づくりを構築する。

#### ◇文化財を守る意識の向上

- ・文化財への関心と知識を深めるための普及啓発を行うとともに、防火・防犯・防災

に対する意識向上を図る。

#### (4) 新たな魅力を発掘・発信！

##### ◇文化財の価値の再確認

- ・潜在する文化財の基礎調査を幅広い観点から計画的に実施し、総合的に把握する。
- ・それぞれの地域に、昔から当たり前のようにある「モノ」や「コト」の価値を発見、再評価する。

##### ◇文化財指定の推進

- ・把握した文化財の、価値や重要性を明らかにし、新たな価値を見いだすことで、未指定文化財の指定、既指定文化財の上位指定を進める。

##### ◇様々な手法による情報発信

- ・紙媒体、インターネットといった様々なツールを活用し、若年層をはじめ、より多くの人に効果的かつ広域的に情報を発信する。

#### (5) 文化財を活かしたまちづくりで地域活性化！

##### ◇県、市町村、文化財関係施設の相互連携の推進

- ・地域の宝である文化財を地域振興や観光振興に最大限に活用するため、市町村、文化施設、民間団体等と連携し、イベントを通じて情報共有を図り、広域的な取組を進める。

##### ◇先端技術の活用

- ・VRやAR、5G等の先端技術を活用し、分かりやすく効果的な手段で情報発信を行う。

##### ◇各地の文化財を一体化し、魅力ある地域資源として活用

- ・これまで単独で公開されてきた各地に点在する文化財を、文化財群として一体化し、歴史や背景等にストーリー性を持たせることで、地域資源としての魅力アップを図る。

## 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

### 1. 県民総ぐるみで保存・継承！

#### ◇地域計画等の策定推進

- ・市町村が「地域計画」を策定するにあたっては、市町村の実情を踏まえ、県大綱との内容の調整や指導助言、協議会への参画、文化庁や関係機関との連絡調整等の支援を行う。
- ・文化財所有者等が「保存活用計画」を策定するにあたっては、所有者等の実情を踏まえ、必要な情報提供や指導助言を行うとともに、文化庁や市町村、関係機関との連絡調整等の支援を行う。

#### ◇民間団体との連携と活動支援

- ・県内各地で実施している文化財巡視員による文化財パトロールを通じ、継続的な現状把握に努めるとともに、巡視結果に基づき、所有者や市町村等と連携して修理や環境整備、日常管理を計画的に進める。
- ・地域ぐるみで文化財を保存継承する体制強化のため、文化財保存会や自治会、NPO法人等が行う保存活動や普及啓発活動に対し、活動支援やスキルアップ研修を行うとともに、新たな保存団体の結成について、既存団体とのマッチングや組織化についての助言を行う。

#### ◇保存修理、環境整備に対する支援

- ・指定文化財の保存修理や環境整備に対する補助をはじめとする支援を行うにあたっては、市町村や所有者等との現状変更に係る事務手続や、国との協議、学識経験者の知見を得る機会を設ける等、円滑な執行を推進する。
- ・大規模な修理や多額の経費を要するものについては、所有者及び市町村等と十分に協議し、年次計画を作成するなど優先順位を付け、計画的に対応する。
- ・クラウドファンディング、メセナなどの外部資金の活用、観光振興を目的とする新たな活用に向けた事業に関する国庫補助、従来の文化財補助金とは異なる資金確保の手段について、積極的に情報収集しながら、所有者や市町村への周知を推進する。
- ・収蔵施設の整備や適切な運用について、所有者や管理者の求めに応じて指導助言を行うと共に、文化庁や学識経験者等の知見を得る機会を設けるなどの支援を行う。

#### ◇専門的な知識と技術の支援

- ・指定文化財の保存・管理にあたり、所有者や管理団体等が専門的な知見や技術を必要とする際は、埋蔵文化財総合センター、県立博物館等の専門職員や学芸員が、高度な技術支援や指導助言等を行う。

### 2. 文化財の未来を担う人材を育成・確保！

#### ◇子ども達を担い手として育成

- ・埋蔵文化財総合センターや県立博物館等において、遠足や校外学習といった学校行事を支援していくとともに、社会教育においては、子どもや親子向けの企画展や体験学習会を開催するなど、来館し実際に本物の文化財に触れて学べる機会の充実を図ることとして、文化財に対する興味関心を高める。
- ・文化財継承のための人材育成の一環として、国の伝統文化親子教室事業を推進する。
- ・「阿波人形浄瑠璃」伝承教室を通じ小中高生ら若者世代に民俗芸能を伝承する。  
また、その発表の場として「ジュニア浄瑠璃フェスティバル」を開催し、技術研鑽の

場とするとともに、広く県民に周知啓発を行う。

- ・地域住民や保存会等と連携し、学校や社会教育の現場で、地域の踊りや民俗芸能に参加する取組を支援する。
- ・あわ文化を次世代に伝承し、ふるさと徳島の魅力を県内外に発信する中学生リーダー「あわっ子文化大使」や高校生や大学生以上の「あわっ子文化大使サポーター」をはじめ若年層が活躍・交流するイベントや情報発信の機会を提供する。

#### ◇文化財ファンの拡充

- ・伝統的建造物群や文化的景観でのコスプレイベントや、マチアソビとのコラボレーション展開により、若年層を主体とした文化財ファンの拡充を目指す。
- ・地域の宝である文化財の価値や魅力に関する文化財に興味・関心を持つ人々の裾野を広げていくため、伝統芸能の発表機会の充実を図る。

#### ◇専門職員の育成・確保

- ・文化財保護行政を担う専門職員の育成については、文化庁職員、学識経験者、県立博物館や埋蔵文化財総合センターの職員を講師とした研修を開催し、文化財に対する知識・技術の充実を目指す。
- ・国や大学の研究機関、博物館等で行われる研修会・講習会等を活用して、若手から中堅、ベテランまで全ての専門職員の資質向上を図る。
- ・将来の文化財行政を担う人材を確保するため、学校や社会教育における普及啓発や情報発信等を通じて、子ども達の文化財への興味・関心を高める。
- ・県立博物館での本県出身大学生の博物館実習受入れや、県内大学が実施する学芸員取得のために大学が開設している科目に県立博物館、近代美術館、文書館の専門職員が講師として協力するなど、学生の学芸員資格取得を支援する。

### 3. 文化財を守る安心安全体制の構築！

#### ◇防火・防犯設備等の設置と耐震化の促進

- ・防火・防犯設備等の設置を所有者や管理者に促し、設置の際に国庫補助を活用する場合は、国や市町村との事務手続についての指導助言や、学識経験者の知見を得る機会を設けるなどの支援を行う。
- ・本県において、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）として養成した「徳島県文化財マイスター」に、建築の専門家として、文化財所有者等が行う耐震対策や日常管理へのアドバイス、建造物調査への協力を得る。
- ・特に防火対策として、消防・警察・地域の自主防災組織等との協力体制の構築、訓練の実施といった人的体制の整備による日常的な管理の強化を推進するとともに、文化庁の「国宝重要文化財の防火対策ガイドライン」に基づき老朽化した既設の防火施設の交換や日常的な点検・管理等について所有者へ指導・助言を行う。

#### ◇南海トラフ地震等大規模自然災害への対応

##### 【平時】

- ・県の文化財巡視員による国及び県指定文化財、埋蔵文化財包蔵地などの文化財パトロールを行い、平時における保存管理の状況を把握する。
- ・被災文化財の避難場所として、県所有の空き施設や公的機関の施設などの抽出を行い、災害発生時の協力が得られるよう要請するなど、一時収蔵や応急措置などが可能な設備や代替設備の拡充を推進する。

- ・地震による津波や近年の豪雨、激甚災害等の災害発生後のスムーズな文化財保護対応について、「文化財災害対応マニュアル」の見直しを図るとともに、文化財の保存管理や防災に関する知識・技術に関する研修を実施する。
- ・「徳島県総合地図提供システム」を活用し、「防災・減災マップ」の「津波浸水想定」「液状化危険度分布」「土砂災害危険箇所（地すべり）」や「水防・砂防情報マップ」の「洪水浸水想定区域」と「とくしま自然文化遺産マップ」を重ね合わせた文化財のハザードマップを作成する。
- ・発災時に備え、ハザードマップにより、文化財の位置情報と潜在する災害等のリスクを客観的に把握・分析し、市町村、所有者及び関係機関等と情報を共有する。

#### 【発災時】

- ・県、市町村、所有者等の緊密な連携のもと、迅速な被害状況の把握を行うとともに、被害拡大防止のために応急措置が必要な場合においては、文化庁とも連携のうえ、迅速に応急措置を行う。
- ・文化財の被災時において、火災発生時には初期消火や消防機関への通報を行うとともに、文化財の救出を行い、消防用設備を使用した延焼防止措置を実施する。
- ・大規模災害発生の場合、短期間で対応する必要がある被災文化財の復旧に関わる初動の人的不足が想定されることから、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく、カウンターパート方式による応援主管県への応援要請を行う。

#### ◇文化財を守る意識の向上

- ・1月26日の「文化財防災デー」を中心に、市町村、各消防署、文化財所有者等が連携、協働して行う文化財防火運動の実施を促す。
- ・県内の中学生から文化財保護をテーマにしたポスターを募集し、最優秀作品を文化財保護強調週間の啓発ポスターにして県内に広く配布したり、入賞作品によるポスター展を開催することで、広く文化財保護の普及・啓発を行う。
- ・未指定も含めた文化財の重要性について、関心と知識を深めてもらうための啓発活動に取り組むとともに、文化財本体だけではなく、被災文化財の修理、復旧時に必要となる写真・図面・記録資料類等についても、保存の必要性について周知啓発を行う。
- ・国の登録記念物「南海地震徳島県地震津波碑」を地域における文化遺産として、また防災教育の教材として活用する。

## 4. 新たな魅力を発掘・発信！

#### ◇文化財の価値の再確認

- ・市町村と連携し、過去の調査を参考に、文化財の各分野ごとに全県的な広域調査を計画的に行うとともに、新たな文化財の掘り起こしと、既存の文化財の上位指定を視野に入れた研究の深化により、評価の再確認と価値化を図る。
- ・「遊山箱」や「潜水橋」といったこれまで文化財として扱ってはいなかったが、地域の歴史や文化的な背景が明らかな物件や、本県の経済と生活の大動脈であった「吉野川」を取り巻く共生の歴史など、これまで未調査であった分野や領域について、市町村や保存団体等の協力を得ながら、適宜情報収集や調査研究を推進する。
- ・他県で天然記念物に指定されている事例もある恐竜化石であるが、本県には、最古級のボーン・ベッド(恐竜化石を含む地層)を含め学術的に重要な地層・化石が多数存在する。学術的にも価値の高い地層の発掘調査と研究を進めていくと共に、系統的に活用できるシステム作りに取り組む。

#### ◇文化財指定の推進

- ・文化財の保存継承を計画的に進めるために価値付けが未確定な文化財に対して必要な調査研究を進めるとともに、市町村の地域計画に基づく調査と連携しながら今後の保存策を検討し、計画的な文化財指定により保存の措置を講じる。
- ・埋蔵文化財については、発掘された遺跡出土品の新たな指定に向けて、調査事業を積極的に実施する。

#### ◇様々な手法による情報発信

- ・チラシやパンフレット等の紙媒体だけでなく、インターネットを積極的に活用し、世代や性別、国籍等を問わず文化財への興味関心を喚起するコンテンツを作成する。
- ・「あわっ子文化大使」、「あわっ子文化大使サポーター」など若年層が文化財や関連イベントに興味を持つきっかけとなるよう多様な視点で県内外に情報発信する。

## 5. 文化財を活かしたまちづくりで地域活性化！

#### ◇県、市町村、文化財関係施設の相互連携の推進

- ・複数の市町村にまたがって所在する様々な文化財を訪れる人々が周回しやすいよう、埋蔵文化財総合センターや県立博物館等の文化施設を核として、観光部局や地域振興部局等と連携し、祭りやイベントなどの情報を集約し提供する体制を整備する。
- ・文化財を公開するだけでなく、コスプレロケ地やマチアソビをはじめとしたイベントのほか、修理・美装化により、宿泊施設やユニークベニュー（歴史的建造物、文化施設や公的空間で会議・レセプション・コンサート等を開催することで特別感が演出される会場）に利活用するなど、より文化財を身近に感じる機会の創出に取り組む。

#### ◇先端技術の活用

- ・文化財の魅力をいつでもどこでも誰にでも分かりやすく紹介するため、多言語化やドローンによる空撮映像、近年急速に普及しているVRやAR、5G等を活用し、展示や解説等の情報コンテンツづくりを推進する。
- ・公開展示でのオーバーユース（過剰利用）の弊害により価値を損なうことがないように、展示や啓発資料等のための立体物のレプリカ作成に3Dプリンタの活用を推進する。

#### ◇各地の文化財を一体化し、魅力ある地域資源として活用

- ・展覧会や講演会・シンポジウムなどの参加型イベント、遍路道の「ウォーキング」、伝統的建造物群を巡りながら「阿波晩茶」や「和三盆」、「阿波藍」といった伝統的な食文化や産業などの歴史的背景を知り理解を深める「町なみあるき」や「バスツアー」といった体験型イベントを実施するとともに、映像コンテンツを配信する。
- ・11月上旬の「文化財保護強調週間」に、各市町村、文化財所有者等が行う歴史的建造物や美術工芸品等の文化財の特別公開、曝涼（虫干し）、現地説明会、文化財ウォークを、一体的なイベントとして実施する。
- ・各地の文化財の情報を「とくしま自然文化遺産マップ」、「文化財データベース」に集約し、文化財情報のポータルサイトとしてウェブ上で提供する。
- ・観光協会や民間団体が運営する「観光ボランティアガイド会」と連携し、地域の歴史・文化や歴史的景観等を効果的に紹介する。

## 第3章 市町村への支援の方針

近年、文化財行政における市町村の役割の重要性が高まっており、国の文化審議会の答申の中でも、「国や都道府県の単位での取組の重要性はもちろん、これに加え、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。」とされている。県でも、同様の視点のもと、相談、助言、連絡調整、人材育成や情報提供など市町村に対する支援を行っていく。

### 1. 相談・助言・連絡調整

市町村の文化財所管課では、少数の限られた人員の中で多岐にわたる文化財への対応が求められている。また、法令に基づく事務においても、県と市町村が一連の手続を行っており、文化財の保存と活用のためには適切な連携や協力が欠かせない。

県は、各市町村が文化財調査や研究、指定、登録、修理整備、防災等に取り組むにあたり、補助事業や広域の情報、技術的な見解などについて、国や専門家、県の関係部局などと調整しながら、市町村に対して適切な助言や情報共有等を行う。

### 2. 地域計画策定の支援

今後、市町村においては地域計画を策定し、地域の特徴に合わせた文化財の保存と活用が図られることが期待されていることから、市町村による地域計画策定が円滑に進むよう、策定に向けた相談に応じるとともに、策定委員会への参加、助言、文化庁との連絡調整等を行う。

### 3. 人材育成に向けた支援

市町村が多岐にわたる文化財への対応を求められている中、文化財の適切な保存及び積極的な活用によるまちづくりに取り組むためには、専門的な人材の継続的な配置や資質の向上が不可欠である。そのため、国や専門機関等と連携を図りながら、県として市町村職員を対象に研修会を実施するなど、市町村の文化財保護行政担当職員の資質向上を支援する。

また、分野ごとの随時協議、文化行政担当主管課長会議、担当者会議などを通じ、文化財の保存と活用に関する様々な協議や意見交換を行い、市町村の文化財保護行政の推進を支援する。

### 4. 文化財アドバイザーによる支援

郷土研究者や教員など文化財の専門的知識を持つ人材の情報を「文化財アドバイザーバンク」に登録し、市町村の地域計画策定や「調査・研究」、「保存・修理」事業のアドバイザーやコーディネーター、講習会・研修会の講師として活用できるよう支援体制を整備する

## 第4章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1. 文化財主管課

#### (1) 組織の状況

本県では、令和元年5月1日より文化財保護行政が教育委員会から知事部局に移管され、文化財保護と活用に関する事務は未来創生文化部文化資源活用課が主管課となり、文化財担当、埋蔵文化財担当を設置し、10名の専門職員を配置している。

また、埋蔵文化財総合センターを設置し、埋蔵文化財の調査研究、普及・啓発、遺物や資料の収集・整理・収蔵保管を行っている。

#### (2) 専門人材の育成・配置

文化財の保存に係る専門知識や技術の継承が支障なく行えるよう、文化資源活用課では、年齢構成や各分野の専門性を考慮し、関係団体への職員派遣も含めた適正な職員配置に努めている。これまでも、文化庁や文化財関係機関などが実施する各種研修への参加による職員の資質向上を図ってきたが、今後、時代の要請に応じた専門性に対応できるよう、文化庁が実施する文化財マネジメント職員養成研修や文化財関係機関が実施する専門研修に職員を積極的に参加させるなど、人材の育成に取り組む。併せて、県内市町村が行う文化財担当職員の人材育成とも幅広く連携していく。

### 2. 関係部局

本県の文化芸術分野に関する事務は未来創生文化部県民文化課が主管課となっており、同課においても文化財の活用に関する業務の一部を行っている。また、博物館、鳥居龍蔵記念博物館、文書館、近代美術館には学芸員等の専門職員が配置され、資料の収集、保管、展示、調査研究、普及活動を行っている。

また、観光振興に関する事務は商工労働観光部で行っており、文化財を活かした観光振興の業務を行っているほか、危機管理環境部環境首都課では、特別天然記念物であるコウノトリに関する業務を所管している。

文化財の保存や活用に関しては、学校教育や社会教育のほか、幅広い分野の関連部局と連携しながら進める必要がある。特に、文化財の活用に関しては、法改正の趣旨に鑑み、より一体的・総合的に施策を推進できる体制づくりを目指すとともに、庁内関係部局と一層連携していく。

### 3. 文化財保護に係る審議会

徳島県文化財保護審議会は、法第190条第1項の規定に基づき設置された県の附属機関である。県の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議を行うこととしており、現在16名の委員を任命している。

### 4. 関係団体との連携

文化財の保存・活用にあたっては、専門的な知識や技術を有する関係団体のほか、文化団体や観光関連団体とも連携・協働しながら取組を進めていく。

<主な関係団体>

- ・徳島県市町村文化財保護審議会連絡協議会
- ・とくしま文化財マイスター連絡協議会
- ・歴史資料保全ネットワーク・徳島
- ・徳島県文化財保存整備市町村協議会

## 5. 国や他の都道府県との連携

国には文化財に特化した高度な見識を有する職員がおり、今後も職員の資質向上など様々な局面で協力を依頼する必要がある。また、大規模な災害が発生した際には、都道府県を超えた被災地復興支援の職員派遣が必要となる。また、文化財の保存と活用に関しては、他の都道府県と情報共有や先進事例の調査研究を行うなど、文化財の継承に向け相互に連携・協力していく。